

令和7年第4回定例会
新冠町議会会議録
第1日（令和7年12月9日）

◎議事日程（第1日）

開会宣言

開議宣告

議事日程の報告

第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸般の報告
第 4	行政報告（町長・教育長）
第 5 報告第 9号	例月出納検査等の結果報告について
第 6 認定第 1号	令和6年度新冠町一般会計歳入歳出決算認定について
第 7 認定第 2号	令和6年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
第 8 認定第 3号	令和6年度新冠町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
第 9 認定第 4号	令和6年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
第 10 認定第 5号	令和6年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
第 11 認定第 6号	令和6年度新冠町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について
第 12 認定第 7号	令和6年度新冠町下水道事業会計歳入歳出決算認定について
第 13 議案第 60号	日高中部衛生施設組合の解散について
第 14 議案第 61号	日高中部衛生施設組合の解散に伴う財産処分について
第 15 議案第 62号	日高中部広域連合規約の一部を変更する規約について
第 16 議案第 63号	新冠町税条例等の一部を改正する条例について
第 17 議案第 64号	新冠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第 18 議案第 65号	新冠町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
第 19 議案第 66号	新冠町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

第20	議案第67号	新冠町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について
第21	議案第68号	新冠町立認定こども園条例の一部を改正する条例について
第22	議案第69号	令和7年度新冠町一般会計補正予算
第23	議案第70号	令和7年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算
第24	議案第71号	令和7年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算
第25	議案第72号	令和7年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算
第26	議案第73号	令和7年度新冠町簡易水道事業会計補正予算
第27	議案第74号	令和7年度新冠町下水道事業会計補正予算

閉議宣告

◎出席議員（11名）

1番 酒井益幸君	2番 海馬澤真紀子君
3番 長浜謙太郎君	4番 中山千鶴子君
5番 野中一生君	6番 竹中進一君
7番 秋山三津男君	8番 但野裕之君
9番 武藤勝國君	10番 武田修一君
11番 氏家良美君	

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町長	山本政嗣君
副町長	佐藤正秀君
教育長	下川徳久君
総務課長	島田和義君
企画課長	佐渡健能君
町民生活課長	谷藤聰君
産業課長	鷹觜寧君
保健福祉課長	新宮信幸君
建設水道課長	関口英一君
建設水道課参事	寺西訓君

農業委員会事務局長	三 宅 範 正 君
会計管理者兼税務課長	今 村 力 君
診療所事務長	杉 山 結 城 君
特別養護老人ホーム所長	竹 内 修 君
町有牧野所長	湊 昌 行 君
管理課長	佐々木 京 君
社会教育課長	工 藤 匡 君
総務課総括主幹	小 林 和 彦 君
企画課総括主幹	下 川 広 司 君
町民生活課総括主幹	曾 我 和 久 君
産業課総括主幹	磯 野 貴 弘 君
保健福祉課総括主幹	二本柳 成 児 君
管理課総括主幹	伊 藤 美 幸 君
管理課総括主幹	楫 川 聰 明 君
社会教育課総括主幹	坂 元 一 馬 君
代表監査委員	妹 尾 巨 知 君

◎議会事務局

議会事務局長	田 村 一 晃 君
議会事務局庶務係長	榎 拓 己 君

(午前10時00分 開会)

◎開会宣告

○議長（氏家良美君） 皆さんおはようございます。ただいまから令和7年第4回新冠町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（氏家良美君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（氏家良美君） 議事日程を報告致します。

本日の議事日程は、御手元に配付した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（氏家良美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番、竹中進一議員。7番、秋山三津男議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（氏家良美君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から12月15日までの7日間といたします。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月15日までの7日間と決定いたしました。

お諮りいたします。議案等調査のため、12月10日、11日及び12月13日、14日を休会といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

よって、12月10日、11日及び12月13日、14日を休会とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（氏家良美君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長から御手元に配付のとおり議案の提出がありましたので報告いたします。

次に、第3回定例会において可決された意見書は関係機関に提出しており、広域連合議会並びに一部事務組合議会の開催状況、閉会中の諸行事の出席状況及び今定例会の説明員の報告につきましては、御手元に配付した、御手元に配付のとおりですので御了承願いま

す。以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告（町長・教育長）

○議長（氏家良美君） 日程第4、行政報告を行います。議案の審議に先立ち、町長及び教育長から行政報告の申出がありましたのでこれを許します。山本町長。

○町長（山本政嗣君） 本日、令和7年第4回新冠町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、時節柄何かと御多用の中、御出席を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

議長から発言の許可を頂戴いたしましたので、本年第3回定例会以降の主要な行政の動向につきまして報告をさせていただきたいと存じますが、まず、御手元の報告項目の前に、昨日から今日にかけての津波警報に関わる対応について、速報内容にて御報告をさせていただきます。御承知のとおり、12月8日、23時15分に発生をいたしました青森県沖を震源とした地震によりまして、23時23分、津波警報が発令されております。当町は、23時27分に市街地、西泊津、高江及び節婦、大狩部地区に避難指示を発令いたしまして、町内6カ所に避難所を開設いたしたところであります。最大で600名を超える方が避難をされましたけれども、最終的に本日午前8時段階で避難者が0人となりましたことから、避難所は閉じさせていただいているところであります。現在のところ、被害、けが等の報告は受けてございませんが、現在確認にあたっているところであります。なお、このたびの地震によりまして、後発地震注意情報というものが発令をされました。対象地域の皆様方には、全戸にチラシを配布させていただきますとともに、今後1週間は沿岸地区に避難所を開放する考えであります。町民の皆様には、今後1週間程度の間、すぐに避難ができる体制を準備するようお願いを申し上げたいというふうに思います。本件の対応につきましては、改めて御報告をさせていただきたいと存じます。

それでは、項目の順に従いまして御報告申し上げたいと思います。

初めに、本年度の一次産業の概況につきまして、11月30日現在の新冠町農協、ひだか漁協取扱いの販売実績によりまして御報告を申し上げます。御手元にお配りした資料を御覧頂きたいと思います。まず、農産部門の水稻でございますが、農林水産省の統計調査によりますと、10月25日現在の全国の予想収穫量は、平成29年以来最大との見込みが発表されています。当町における水稻の出荷状況でございますが、農家戸数で22戸を維持しております。作付面積は前年より2.95ヘクタール増加いたしましたけれども、農協取扱数量は前年を83トンほど下回る349トン、販売金額は、単価が上昇した結果、前年を4322万円ほど上回る1億6762万6160円でございます。なお、製品につきましては、色彩選別機を活用した丁寧な調整に努められ、全量が一等米でございます。次に、そ菜でございます。販売金額の総額は14億6037万8160円と前年より4162万円ほど下回っております。基幹作物のピーマンでありますが、農家戸数が2戸増加いたしましたけれども、作付面積は前年並みとなっております。作柄は、春先の天候不順

と気温低下によりまして、収量は昨年より94トンほど減少いたしましたけれども、単価が2円上昇しており、にいかつppピーマンのブランド力の向上をますます期待するところでございます。販売数量は約2438トン、販売金額は14億262万1099円となっております。アスパラは、作付面積で前年より約0.4ヘクタールの減少となっておりますけれども、作柄は反収が前年を上回り、販売数量が前年から319キロ増加、単価も122円上昇したことから、販売金額は2794万6358円で、前年から236万円ほどの増加となっております。そのほかのそ菜の状況につきましては、説明を省略いたしますけれども、いずれも販売金額は増加をしております。次に、畜産部門であります。2ページをお開きください。はじめに軽種馬に関してですけれども、本年度多くの町内生産場が中央競馬、地方競馬で好成績を上げておりまして、9月には中山競馬場で開催されましたスプリンターズステークスにおきまして、コスマビューファーム生産のウインカーネリアン号が優勝されております。中央競馬G1レースでの快挙に関係者は歓喜に包まれ、町内にうれしいニュースを届けていただきました。年末にかけて国内の大きなレースが続きますので、一つでも多い勝ち鞍を期待したいと存じます。さて、北海道市場における軽種馬の販売状況につきましては、市場改革に取り組まれている関係者の御努力によりまして、好調なセール開催を展開していただいております。市場全体の売却総額は184億5687万円でしたけれども、このうち、町内生産牧場の上場は525頭、うち422頭が売却されまして、売却率は80.4%となっております。1頭当たりの平均売却額は809万2千円。売却総額は、34億1462万円ということで前年から1億9646万円上回る結果となっております。酪農でございますが、生産戸数が1戸減少しておりますけれども、乳量は前年より188トン増加しており、一戸当たり生産量は前年より20トン増加、乳代の引上げもございまして前年を4443万4千円上回る10億1882万円となっております。肉用牛でございますが、主力となります黒毛和牛の素牛販売市場におきまして、生産戸数が2戸減少いたしましたが、前年を33頭上回る828頭を売却しております。本年度は、春先から取引価格が上昇したこともございまして、売却額は前年を1億2169万8千円上回る5億6101万円となりました。また、肥育牛販売におきましては、売却頭数が前年より14頭減となったことで、売却額は前年を1145万2千円下回り、8498万2千円となっているほか、交雑種につきましてはそれぞれ記載のとおりとなってございます。次に、水産部門でございます。3ページを御覧ください。本年4月から11月末までの漁獲状況についての御説明となります。まず、秋さけでございますが、本年6月に公表されました道立総合研究所の来遊予測値におきまして、全道では前年比64.5%、えりも以西・日高沿岸地域におきましては、前年比118.7%と予測が示されておりました。海水温の関係もございまして、全道的には過去最低水準の不漁となっておりますけれども、日高管内におきましては、近海の平均海水温が平年並みで推移したことございまして、昨年の2倍強の漁獲で推移しております。当町におきましても、前年を30トンほど上回る約57トンとなりまして、漁獲金額も前年から約5500万円増の

8224万6549円となっております。主要魚種でありますタコにつきましては、漁獲は前年対比22トン増の約78トン、漁獲金額は約1594万円増の6494万8074円となりました。また、ツブの漁獲量も前年から38トンほど増加し、漁獲金額も約1308万円の増となっております。一方、その他の魚種におきまして、漁獲が前年対比約12トン減少しております。主な魚種は、サバとブリの影響でございます。前浜全体の漁獲量及び漁獲金額におきましては、秋サケやタコの漁獲により前年実績を上回る成績となっているところでございますが、海水温の上昇は海洋環境を変化させ、魚類の生態系に大きな影響をもたらしているということに変わりはございません。今年は、サケやタコ、ツブの回復傾向が見られておりますけれども、漁業を取り巻く環境は依然厳しい状況が続きます。資源の早期回復を願うとともに、今後とも関係機関と連携を図りながら漁業者支援に鋭意取り組んでまいりたいと存じます。

次に、本年度のクマ出没状況と対応について御報告をいたします。近年、全国的にクマの出没、それに伴う食害等が増加をいたしまして、さらに市街地における人身被害の発生など、人との軋轢が深刻化してきている状況にございます。当町での出没状況は、直近の令和4年から6年の3年平均の年間目撃件数41件に対しまして、本年11月末現在で64件の目撃と、1.5倍に増加をしております。また、今年は判官館森林公園、節婦市街地及び泊津地区など、市街地近郊での出没によりまして、公園施設などの閉鎖をはじめ、夜間外出等の注意喚起など、町民の皆さん的生活に不安や制限が及ぶ対応を余儀なくされております。国と北海道は、人とクマとの軋轢の低減に向けた一方策といたしまして、クマとの空間的なすみ分けを図るゾーニング計画の策定を推奨しているおりますけれども、当町は、市街地付近にも農耕地や森林が混在しておりますことから、ゾーンの設定区域や考え方につきまして、北海道始め、専門機関への意見照会を進めている最中であり、次年度の運用に向けて、早期の計画策定を目指して進めているところであります。また、人の生活圏域における出没から住民生活を守るという対応として、本年9月から緊急銃猟制度が施行されまして、市町村には制度運用に向けたマニュアル作成が求められております。当町では既にマニュアルの素案の作成を終えているところでありますが、現在、危険を伴う実際の現場での活用に即した内容か否か、また、安全を確保した内容となっているか否か、これらについて警察、猟友会など関係機関との内容確認を進めている段階であります。今後は、関係機関とともに、マニュアルに基づく机上あるいは実地訓練を実施をいたしまして、その結果を踏まえ運用につなげていく考えでございます。また、クマ対策で求められているガバメントハンターの養成についてでございますが、前段で申し上げましたとおり、クマの出没件数が増えまして、その上、緊急銃猟制度も運用されるということで、ハンターの方々への依頼も多くなり、同時にその負担も大きくなりますことから、国はガバメントハンターの要請を打ち出しております。町におけるガバメントハンターの導入に関しましては、短期的な対応といたしましては、狩猟免許をお持ちの方、また、クマの狩猟経験が豊富なハンターさん、これらを町が採用する。また、中長期的には、町職員

に狩猟免許の取得を促して、内部養成を図っていくことが考えられます。一方で、地元獣友会のハンターとの役割分担、あるいは連携体制、訓練の在り方や事故への対応など、課題も多く浮き彫りになってきているのが実情でございます。現状においてガバメントハンターの必要性は認識しつつも、危険を伴う業務でもございますので、制度導入の時期、あるいは方法につきましては、管内動向も踏まえつつ、引き続き慎重に検討協議を重ねて準備を整えてまいりたいと考えているところでございます。もはやクマの出没は、今後の冬季間であっても警戒を緩めることができない問題との認識を持っておりますので、町も最大限の対応に心がけてまいりますので、町民の皆様におかれましても、日常生活における注意の継続をお願い申し上げます。

次に、農業支援員の新規就農について報告いたします。町では、農業の担い手づくりと地域活動を支える人材確保を目的に、地域担い手育成総合支援協議会を組織いたしまして、新規就農対策事業推進しているところでございます。農業以外の職に就かれている方が、一念発起して農業を始めるには、並々ならぬ決意と多額の費用を必要といたします。町では、このような方々を対象に補助金制度を設け、農業資産の取得に対する支援を行うとともに、地域おこし協力隊農業支援員の各制度を活用し、農業生産に関わる技術の取得と経営ノウハウを学ぶ機会を設けるなど、ソフト、ハードの両面から担い手対策に取り組んできているところであります。このような中、令和4年度に当町へ移住し、農業支援員として活動してきた石垣大地さんが、3年間の研修プログラムを終了いたしまして、農業者として新たに独立就農され、古岸地区におきまして、ピーマン栽培を主とする施設野菜農家として第一歩を踏み出されたところであります。就農後は、研修でお世話になりました受入れ農家さんをはじめ、サポートチームの営農指導並びに地域住民の皆さんとの御協力を頂きながら作付けを行いまして、精力的に生産活動に取り組まれ、10月末をもって今年度の出荷作業を終えられております。就農初年度は、計画した作業工程どおりに進まないという経験、あるいは病気の発生など、それらの対応に追われた1年いうことも伺っておりますけれども、次年度に向けて、サポートチームの助言を参考に計画を練り直したいと、決意を新たにされております。農業を取り巻く情勢は、厳しさを増しているわけですが、このたび就農された石垣さんには、将来の当町農業を牽引する担い手として生産活動に励んで頂くとともに、地域を支えるリーダーとしても活躍されることを期待をさせていただきます。町といたしましては、引き続き地域の皆様や関係機関との連携を図り、新規就農者の確保、支援に努めてまいりたいと存じます。

次に、本年度中の開通が予定をされております日高自動車道厚賀新冠間の供用開始を記念し、9月28日に開催いたしました開通前記念イベントの概要について御報告いたします。記念イベントは、当町が主催をいたしまして、北海道開発局、日高振興局の御協力を得て、多くの皆様に新しい高規格道路に親しみを持っていただくということを目的として実施をいたしました。本来は人の立入りができるない、延長9.1キロメートルの新設区間の一部を活用いたしまして、ジョギングとウォーキングを楽しんで頂く、一度限りの貴重

な体験の場とさせていただきました。当日は天候にも恵まれまして、150名の参加者が、舗装を終えたばかりの高規格道路上を思い思いに走り、また歩きながら、この瞬間しか味わえない開放的な空間を満喫している様子でございました。サブ会場におきましてはキッチンカーの出店のほか、日高振興局による関連イベントも行われまして、参加者にとって大変充実した1日となったところでございます。さらに、大節婦橋の完成を記念いたしまして、地元の小学生18名が心を込めて書いた橋名を刻んだ橋名板の設置式や、お絵かきイベントも同時開催されまして、いずれもこの日限りの記念行事ということで、参加した児童にとって忘がたい貴重な経験となったものと考えております。町といたしましては、日高自動車道の整備がもたらす交流の拡大、交通利便性の向上、地域活力の創出を大きな契機と捉え、町内にインター・チェンジができる喜びを町民の皆さんと共有をし、地域の振興発展につなげてまいりたいと考えます。

続いて、町政懇談会の実施結果について御報告いたします。まちづくりの現状や地域に関わりの大きい事業などについて、私自身が直接町民の皆様に御説明をし、そして御理解を頂いた上で各種事業を推進するということは、協働のまちづくりや開かれた行政の実現に向けた第一歩であると考えます。そのような考えを含め、本年度の町政懇談会を実施いたしましたので、結果報告を申し上げます。懇談会は11月27日、28日、そして12月1日の3日間にわたり、34自治会を対象として開催をいたしました。私にとりましては、町長就任後初めての懇談会となりましたことから、各会場におきましては冒頭、私が目指すまちづくりの全体像について御説明を申し上げ、その後、町民の皆さんの関心が高いと思われる日高徳洲会病院の移転予定、北星町開発予定地の考え方、新冠インター・チェンジの進捗状況やヒグマの出没対応などについて、プロジェクターを用いて説明をさせていただいたところであります。このことは、視覚的な資料を活用し、より身近な町政課題を見ていただき、そして理解していただくことによりまして、より多くの御質問、御意見を頂くことを期待して行ったものでございます。懇談会におきましては、日高徳洲会病院の移転時期や国保診療所の閉所に関することなど、医療に関する質問が多く寄せられました。これらの意見を通じまして、安心して暮らせる生活環境への町民の皆さんの強い要望、これを改めて認識をさせていただき、徳洲会の移転改築事業をはじめとする医療福祉施策の推進に、一層意を用いる必要性を感じたところであります。また、ヒグマを中心とした有害鳥獣対策につきましては、山間部で生活する方々をはじめ、今や市街地に住む方も等しく不安を抱える問題でありまして、決定的な対応策が見いだせていない中ではございますが、町として可能な限りの体制整備と国、北海道に対する要請などの対応について、迅速に取り組む旨を説明させていただいたところであります。今回の懇談会におきましては、町民の皆さんからの意見、質問に加えまして、町として現在取り組んでいる事務事業について、出席者の方々から意見を求める場面も設けました。とりわけ、これまで月2回としていた町政事務文書の配布、これを試験的に月1回に変更し実施させていただいていることについて御意見を求めた際には、「配布量の多さ」あるいは「周知事業の実施までの期間

が長く忘れてしまう」などといった御意見もあった一方で、「月1回の配布でも変わらない」という御意見もございました。これらの声を踏まえた上で協議を深め、次年度の自治会長会議までに回数変更の可否を方針化してまいりたいと考えております。また、このたびの町政懇談会は、各地域における懇談会とは別に団体との懇談会も計画をいたしました。今月5日には、女性コミュニティー会議、農協、商工会の各女性部の代表9名の皆さんと合同懇談会を開催させていただき、女性の目から見たまちづくりについて意見を交わしました。例年実施している女性コミュニティー会議との懇談会は5回目となりますけれども、農協、商工会女性部との懇談会を初めての実施となりました。懇談会では、生活に関わる身近な問題から町の将来など広範囲な御意見を頂きました。いずれの御意見も町の課題を総合的に捉えたものであり、今後まちづくりを進める上で大変参考になる御意見を頂いたと感じております。さらに今月17日には、青年団体連絡会議との懇談もを開催する予定でございまして、町を支える若い世代の御意見もしっかりと伺ってまいりたいと考えております。なお、本年度の各自治会を対象とした町政懇談会への総参加人数は、前年度より12名増加の81名と、決して多い人数ではございませんでしたけれども、出席者の皆さんからは「町政懇談会は継続すべき」との声も寄せられました。対面での意見交換が持つ意義を改めて確認をしたところであります。今後も継続していく考えでございます。町民の皆さんの中には、まちづくりの根幹をなすものでありますので、今後多くの皆さんの声に誠実に耳を傾け、可能な限り前向きに対応していく姿勢を堅持してまいる所存でございますので、引き続き御理解と御協力をお願いを申し上げます。

次に、日高徳洲会病院移転改築に関する協議経過と説明会の開催結果について御報告いたします。日高徳洲会病院が当町移転改築する方針を公表して以降、同病院の庁内移転に關し、多くの皆さんから期待と歓迎の声が寄せられている一方で、近隣住民の皆さんからは、生活環境の変化への不安などの声も頂いております。町はこれまで数回にわたり、地域説明会を開催し、可能な限り丁寧に御説明をしてまいりましたけれども、短期間の中で全ての方々の御理解をには至っていないものと認識をしているところであります。また、町では、同病院の移転を機に、国保診療所の閉所を方針化しております。診療所の職員に対する処遇等の説明を1月29日に実施しておりますけれども、この説明会においても、職員が抱える不安などを解消するには至っていない、こういう報告を受けてきたところでございます。そのような中、私が町長に就任した5月1日の段階においては、徳洲会との協議内容に大きな進展が見られておりませんでしたために、今後の方針決定や説明会開催に向けて、開院までのスケジュールの提示を徳洲会に求めてきたところでございますが、10月1日に、法人の局長、関係職員が来庁いたしまして、これまでの法人内の協議経過に加えまして、設計業務の発注、加えて工事施工の関係から開業時期は、当初予定の令和10年から、令和12年春にずれ込む見込みであるとの報告があり、工事工程案も示されたところであります。工程案では、建築工事期間が30か月ほど見込まれております。現下の情勢から、開業時期の延期はやむを得ないものと理解したところであります。

また、この打合せの際に、老朽化が進み、津波浸水区域に位置する特別養護老人ホーム恵寿荘について、徳洲会病院との連携も視野に、新病院の建設敷地エリアに移転するとした場合、了承を得られるか否か協議を申し上げましたところ快諾を頂きましたことから、日高徳洲会病院の建設スケジュールに歩調を合わせ、恵寿荘の移転改築を進める方針とさせていただいたところであります。なお、法人側は、これらの内容を10月3日付けの新聞を通じて正式発表したために、町としては、10月7日にレ・コードの森自治会及び夕日ヶ丘自治会の各世帯に文書配布によりお知らせをしたところであります。これらを受け、11月26日に住民説明会を開催いたしましたが、これは私が町長就任後初めての住民説明会でもございまして、説明会の冒頭におきまして、町の将来を見据えた医療機関誘致の必要性について理解を求めた上で、これまでの協議経過及び開業時期の延期について御説明し、住民の皆様からの御質問を受けたところであります。出席者の皆さん方からは、予定地における建築物の配置に関する御意見や、隣接地に予定をする特別養護老人ホームの移転計画に関する御質問などがありまして、地域環境の変化に対する不安も改めて受け止めさせていただきました。また、地域説明会に先立って国保診療所職員に対する説明会を11月14日に開催しております。説明会におきまして、診療所は令和12年9月30日を目途として閉所準備を進めるという方針であるということに加えまして、退職に関わる職員の処遇に関する考え方を示しました。また、閉所までの期間において、町民への医療提供に支障が生じないよう、診療体制の維持に向けた協力もお願いをさせていただいたところであります。今回の説明会においても、職員が抱えている不満や不安が解消したわけではございませんので、今後も医療現場から寄せられる声や意向をしっかりと受け止め、可能な限り寄り添った対応に努めてまいる所存であります。また、住民説明会におきましても、全ての方々の御理解を得るには至っていないものと考えておりますけれども、国内有数の医療グループである徳洲会病院の建設は、町民の安心して暮らせる生活を支える医療体制の確保に直結するものであり、町民の皆さんのが等しく享受できる生活基盤の向上にもつながるものであると考えます。町といたしましては、町の将来像を見据えつつ、引き続き慎重かつ着実に、誘致事業を推進していく所存でありますので、御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、A I オンデマンドバス実証事業の実施状況について御報告いたします。町ではこれまで、町内巡回バス及びコミュニティーバスを運行いたしまして、地域住民の生活交通の確保に努めてまいりました。これらの運行は定時定路線方式により、決まった曜日、時刻、路線で運行してきたところであり、総走行距離は1日あたりおよそ400キロに及ぶなど、運行効率の面から改善の余地があるものと認識をしておりました。特に近年は、人口減少の進行に伴いまして、利用者が減少し、乗降者の有無にかかわらず路線を運行する定時定路線方式は、非効率性が顕在化してきておりました。このことは、燃料代や車両の損耗といったコストの増加のみならず、乗車時間が長時間になることで利用者の身体的負担にもつながっており、新たな運行体系の構築は喫緊の課題となっていました。こうし

た状況を踏まえ、町では10月15日から定時定路線方式に代わる運行体系といたしましたAIオンデマンドバスの実証運行を開始いたしました。AIオンデマンドバスは、利用者が事前予約を行う予約型の公共交通でありまして、複数の予約情報を基にAIが最適な運行ルートを生成する仕組みであります。これにより、運行効率の向上のみならず、利用者の自宅前での乗降や目的地に応じた最短経路での運行が可能となり、歩行移動の短縮、屋外での待ち時間の解消、乗車時間の短縮など、幅広い世代にとって身体的負担を大きく軽減することが期待されるものであります。運行開始に当たっては、企画課が開催いたしました説明会のほか、保健福祉課のあんしん座談会での説明など、計10回開催したほか、窓口、電話での相談対応に加え、10件を超える自宅訪問による説明を行うなど、個々の状況に寄り添った普及活動に努めてまいったところでございます。現在は、当町の地域特性や生活動線に適した運行方式であるかなどを検証するため、実証事業として実施をしているところであり、利用者の声を幅広く聞きつつ、より安全で利用しやすい運行体系となるよう、検証と見直しを重ねていくこととしております。本実証事業で導入をいたしましたAIオンデマンドバスは、地域を運行する巡回バスとしての役割に加えまして、通院、買い物支援バスとしての機能も兼ね備えております。従来のコミュニティーバスと比べ、より多機能な公共交通体系となるものと考えております。今後事業を推進していくにあたりまして、町民の皆様はもとより、運行を担うバスドライバーの方々とも十分に協議を重ね、より安全で快適な運行となるよう取り組んでまいる所存でございます。

次に、本年度実施をいたしました定額減税不足額給付金支給事業の実績について御報告いたします。町では、デフレ完全脱却のための総合経済対策として、令和6年度に実施をいたしました定額減税調整給付金に不足が生じる方や、定額減税の対象外で低所得世帯向けの給付金を受けていない方に対し、追加分を支給する事業を実施してまいりましたが、本年11月末をもって完了いたしましたので、その結果について御報告をいたします。予算措置段階におきましては、短期間で迅速な給付事務を進めるため、国の方針により対象者を1047人と最大限に見込んでおりましたが、結果として、463人に対し、総額1237万円を支給をさせていただいたところであります。この間町では、支給漏れを防ぐため、対象者へのダイレクトメールの送付、電話での確認など可能な限りの周知行動を行い、給付事務を推進してきたことも併せて御報告をさせていただきたいと存じます。

最後に、今定例会に提案をしております案件でございますが、一般議案9件、本年度各会計補正予算6件を提案することといたしております。それぞれ提案の際に具体的に御説明を申し上げますので、全案件とも提案どおり御決定賜りますようお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（氏家良美君） 町長の行政報告が終わりました。

次に、教育長から教育行政報告を行います。

下川教育長。

○教育長（下川徳久君） ただいま議長より発言の許可を頂きましたので、令和7年第3

回定例会以降の教育行政に関わって御報告申し上げます。

行政報告いたす前に、昨晩発生いたしました北海道三陸沖地震における認定こども園ド・レ・ミ、新冠小学校、新冠中学校の本日の対応について御報告申し上げます。本日、午前5時の時点において、登校時の通学路の安全確認ができなかったこと、また、新冠小学校が避難所となっていたことから、本日は終日休園、休校といたしております。以上、報告いたします。

改めまして、行政報告に移らさせていただきます。

はじめに、町立学校あり方検討委員会の設置について御報告申し上げます。第3回定例会、町長の行政報告において、教育環境の質を高め、子どもたちの健やかな成長を支える基盤づくりのため、老朽化が進む小中学校の改築について、北星町開発用地の一部を新たな学校用地の候補地として協議することが、報告されたところであり、同定例会において町立学校あり方検討委員会に係る補正予算を上程し、議決頂いたところであります。町立学校あり方検討委員会は、その設置目的を少子化及び学校施設の老朽化に鑑み、将来的な学校環境整備を進めるにあたり、地域性を踏まえた町立学校の適正規模、適正配置及び施設整備の在り方について検討する委員会と位置付け、令和2年10月に策定した「新冠町小中学校適正規模・適正配置基本計画」では、同委員会からの答申に基づき策定された活動経過があります。本年10月21日に改めて、学校現場枠として小中学校の管理職、保護者枠として各校PTA会長とド・レ・ミ保護者会会長、社会教育委員協議会会長、学校運営協議会委員の10名を委員として委嘱し、第1回の委員会を開催したところであります。委員会では、新冠中学校は令和14年度、新冠小学校は令和17年度が改築の目安となる築60年を迎えること、改築先の候補地が北星町開発用地であること、ここ数年の出生数も鑑みた今後の児童生徒数の推計、また、学校種である義務教育学校、小中一貫校の制度概要とそれぞれの比較を事務局から説明したところであります。第1回目の委員会でありながら、特に学校種の違いについての質疑など積極的な議論が展開されました。第2回目を今月16日に、3回目及び4回目を年明けに開催することを予定しており、この協議を終え、年度内に教育委員会に答申される予定となっております。この答申を受け、教育委員会としてさらに協議し、来年度早々に学校改築の時期、場所、学校種等についてお示しすることとしておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、令和7年度新冠町少年国内研修交流受入事業について御報告申し上げます。本年度実施の新冠町少年国内研修交流事業につきましては、第3回定例会において御報告させていただき、現在、事前研修等を行いながら、現地への研修に向け準備を進めているところでございます。本国内研修受入事業につきましては、研修の当初からの目的でもあります子どもたちの交流を通してお互いの地域への交流を深め、お互いの子どもたちがより良い体験ができるよう連携を図りながら進めておりまして、金武町からは3年に一度、来町することとなっており、本年度がその受入れの年となります。研修は2月20日から23日の行程で、当町には20日21日の1泊2日の日程で実施予定しております。受

入れに際しましては、今年度の国内研修参加者、昨年度参加した児童及びその保護者へ呼びかけ実行委員会を組織した上で、実施内容、受入れ態勢を協議してまいりたく考えております。国内研修における金武町との交流は、平成24年度から始まっており、本年で13年目になりますが、その都度、盛大な歓迎とおもてなしを受け、その感謝と深い敬意を込めて、受入れしたく考えております。つきましては、本事業に対しまして、議員各位、町民の皆様の深い御理解と御協力をお願い申し上げるとともに、本定例会で関係する予算を計上させていただきましたので、御審議を賜り、提案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

以上で、第4回定例会における行政報告とさせていただきます。

○議長（氏家良美君） 教育長の教育行政報告が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再会 午前10時54分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第5 報告第9号

○議長（氏家良美君） 日程第5、報告第9号、例月出納検査等の結果報告についてを議題といたします。

監査委員より例月出納検査等の結果報告がありましたので、質疑を省略し、報告のとおり受理することといたしたいと思います。

◎日程第6 認定第1号～日程第12 認定第7号

○議長（氏家良美君） 日程第6、認定第1号、令和6年度新冠町一般会計歳入歳出決算認定について。日程第7、認定第2号、令和6年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について。日程第8、認定第3号、令和6年度新冠町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。日程第9、認定第4号、令和6年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について。日程第10、認定第5号、令和6年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について。日程第11、認定第6号、令和6年度新冠町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について。日程第12、認定第7号、令和6年度新冠町下水道事業会計歳入歳出決算認定について。以上7件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました各会計決算認定は、9月9日招集の第3回定例会において、令和6年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会に付託された議案であります。本件の審査が終わり、御手元に配付のとおり議長に報告書が提出されております。審査結果につい

て、令和6年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

秋山三津男委員長。

○7番（秋山三津男君） 令和7年第3回定例会において、本特別委員会に付託された事件の審査の結果を新冠町議会会議規則77条の規定により報告いたします。なお、審査事件、審査の期間、審査の経過は、御手元に配付した印刷物のとおりでありますので報告を省略し、審査の結果及び付した意見を申し上げ報告といたします。

審査の結果、意見。本委員会に付託された事件は、審査の結果を認定すべきと決定しましたが、次の意見を付す。令和6年度の経常収支比率は84.5%で、前年度比1.5%減少した。これは、依存財源である普通交付税が増加したことなどが主な要因となってい。自主財源の柱である町税全体の収納率は、前年比0.4ポイント上昇し96.2%となった。収納率は継続した納税の取組みが効果を上げており、引き続き納税の公平に向かた収納対応などの取組みを期待する。加えて、自主財源では町税に次ぐ構成割合となっているふるさと納税寄附金も、本町の魅力発信強化などに向けたさらなる取組みを創出するなど、自主財源増加に向けた一層の努力を願うものである。今後、老朽化した福祉施設や教育施設の対応や、少子高齢化や人口減少の社会情勢の中、介護事業や衛生事業の維持負担も増加する現状、事務事業の徹底した見直しを行うなど、コスト削減に向けた取組みによる健全な財政運営を努め、これまで以上に住民福祉の向上に期待するものである。以上で報告を終わりにいたします。

○議長（氏家良美君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

ないようすで質疑を終結いたします。

次に、認定第1号、令和6年度新冠町一般会計歳入歳出決算認定に対し、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認定第1号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号、令和6年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定に対し、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認定第2号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号、令和6年度新冠町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に対し、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認定第3号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号、令和6年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定歳入歳出決算認定に対し、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認定第4号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号、令和6年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定に対し、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認定第5号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号、令和6年度新冠町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定に対し、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認定第6号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号、令和6年度新冠町下水道事業会計歳入歳出決算認定に対し、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認定第7号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎日程第13 議案第60号～日程第14 議案第61号

○議長（氏家良美君） 日程第13、議案第60号、日高中部衛生施設組合の解散について。日程第14、議案第61号、日高中部衛生施設組合の解散に伴う財産処分について、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

谷藤町民生活課長。

○町民生活課長（谷藤聰君） 議案第60号、日高中部衛生施設組合の解散について、提案理由を御説明申し上げます。

地方自治法第288条では、一部事務組合を解散しようとするときは、構成団体の協議により都道府県知事に届出をしなければならないと規定されており、また、同法第290条では協議においては、関係する地方公共団体の議会の議決を経なければならないと規定されています。今回、新冠町と新ひだか町で広域的に処理をしております日高中部広域連合と日高中部衛生施設組合を事務の効率化を図るため、令和8年4月1日から日高中部広域連合に吸収統合し、令和8年3月31日をもって、日高中部衛生施設組合を解散することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上が議案第60号の提案理由です。関連がございますので、議案第61号、日高中部衛生施設組合の解散に伴う財産の処分について提案をさせていただきます。

提案理由ですが、地方自治法第289条及び同法第290条では、一部事務組合の財産処分が必要な場合は、構成団体の協議を経て関係する地方公共団体の議会の議決を経なければならないと規定されており、先ほど御提案いたしました日高中部衛生施設組合の解散に伴い、財産の処分が必要になることから、その内容について議会の議決を求めるものでございます。次のページをお開きください。処分内容は、日高中部衛生施設組合が所有する全ての財産を日高中部広域連合に帰属させるという内容でございます。財産の内容は、1から5に示す内容で、1つ目に土地、登記簿面積は7万6151平米。2つ目に、建物、日高中部クリーンセンター処理棟を含む10棟、延べ床面積の合計は9421.31平米。3つ目に、構築物、日高中部クリーンセンター前処理施設設備、機械設備を含む4施設。4つ目は、物品、車両5台。5つ目は、ただいま説明した以外の物品となります。

以上が議案第61号の提案理由です。御審議を賜り提案どおり御決定くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第60号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長（氏家良美君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第60号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長（氏家良美君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第61号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15、議案第62号

○議長（氏家良美君） 日程第15、議案第62号、日高中部広域連合規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

新宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（新宮信幸君） 議案第62号、日高中部広域連合規約の一部を変更する規約について、提案理由を申し上げます。

地方自治法第291条の11の規定に基づき、日高中部広域連合規約を以下のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。このたびの規約変更につきましては、現在、新冠町と新ひだか町の2町で構成しております日高中部広域連合と日高中部衛生施設組合の2つの団体について、事務所の所在地が同一場所であることや、それぞれの団体の職員などが一部重複していることなどから、限られた職員数で行政サービスを維持するためにも、共通、類似した事務を集約し、様々な広域的ニーズに柔軟かつ効率的に対応することを目的として、日高中部広域連合に、日高中部衛生施設組合を編入する

ことに伴い、日高中部広域連合規約の一部を変更するものでございます。また、広域連合における規約を変更しようとする場合につきましては、構成町である新冠、新ひだか両町それぞれの議会の議決が必要となり、その議決書を添えて、北海道知事に届出しなければならないことから、今定例会に提案するものでございます。

それでは、日高中部広域連合規約の一部を変更する規約の内容について、新旧対照表で御説明申し上げますので、4ページをお開きください。日高中部広域連合規約新旧対照表、第4条は、広域連合の処理する事務について定めておりまして、これまで介護保険に関する各種事務について記載しておりましたが、変更後は、介護保険に関する事務のほか、し尿処理とごみ処理に関する事務を追加するものです。また、第4号につきましては、これら三つの事務に関するほか、関係町と協議の上、広域連合長が指定する事務を処理することについて定めております。第5条は、広域連合の作成する広域計画の項目に関する規定であります、これまでの介護保険事業から、変更後は、先に申し上げました第4条第1項各号に掲げる事務を計画の項目とするよう改めるものです。第11条は、広域連合の執行機関の組織に関する規定であります、これまで、広域連合長、副広域連合長、参与、会計管理者を各1名配置しておりましたが、変更後は参与を2名に変更するものです。5ページをお開きください。第12条は、第11条で定める広域連合の執行機関の選任方法に関する規定であります、第5条の参与について、これまで広域連合長が、広域連合議会の同意を得て、関係町の副町長のうちから選任するとしておりましたが、前条で2名に変更いたしましたことから、関係町の副町長をもって充てるよう変更しております。第18条は、広域連合の経費の支弁の方法に関する規定でございます。第1項は、これまで経費に対する収入については、関係町の負担金のほか、介護保険料と国及び北海道支出金、その他の収入で充てる旨定めておりましたが、変更後は、広域連合の経費は、広域連合の事業から生ずる収入及びその他の収入をもって充て、不足する場合は関係町が負担することとし、第2項において、関係町の負担金の額は、広域連合の予算において定めるものとし、その負担割合は、別表のとおりとすると定めております。6ページに移ります。第18条関係の別表であります、関係町の負担割合を規定しております。変更前は第1項といたしまして、介護給付に関する経費について、各町の介護保険給付の実績額に応じた負担額とする考え方について規定し、第2項として、他の経費について、項目ごとの負担割合を定めておりました。変更後は、日高中部衛生施設組合の編入に伴い、両団体でそれぞれ定めておりました負担割合について、考え方を統一し、その内容を改めるものでございまして、第1項は各事業に要する経費として、表のとおり、性質別に総務費、民生費、衛生費に分類した上で、項目別に関係町の負担割合を均等割、人口割、前々年度の実績による案分とするよう定めているものです。第2項につきましては、前項に定めるもののか、特別経費が生ずる場合には、関係町の協議によりその負担割合を定めるものとするとし、備考として、前々年度末の人口は3月31日現在の住民基本台帳登録者及び外国人登録者の合計数とする、と定めております。3ページにお戻りください。附則といたしまし

て、第1項この規約は、令和8年4月1日から施行する。第2項、日高中部広域連合は令和8年3月31日をもって解散する日高中部衛生施設組合の事務を承継する。

以上が議案第62号の提案理由でございます。御審議を賜り、提案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第62号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第62号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16、議案第63号

○議長（氏家良美君） 日程第16、議案第63号、新冠町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

今村税務課長。

○税務課長（今村力君） 議案第63号、新冠町税条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本町は、条例の定めるところによって督促手数料を徴収することができると、地方税法に規定されていることから、町税条例に督促手数料を定めて督促手数料を徴収していますが、今回の改正は、この督促手数料を廃止しようとするものです。廃止理由は主に3点ございまして、1点目は、本町は納付環境の整備及び利便性向上を図ってきた結果、今では、全国のコンビニや金融機関、更には自宅でスマホやクレジットカード、インターネットバンキングで納付ができるようになりました。その反面、これらの方法の納付は、バーコードやQRコードを使うため、督促状発付後に納付する際は本税のみの納付となり、納付場所によって督促手数料の徴収ができる、できないがあるなど取り扱いが異なり、公平性が欠けていること。2点目は、国、北海道は既に督促手数料を廃止していること。3点目は、道内の自治体においても7割以上の自治体が督促手数料を徴収していないこと。以上3点

が廃止しようとする理由でございます。また、町税以外の債権についても、各々の条例で督促手数料を規定しており、ほとんどの条例は町税条例を準用しておりますが、現在督促手数料を徴収していないこと及び町税との整合性を図ることから、町税条例に併せて廃止しようとするものです。改正内容を申し上げますので、3ページ、新旧対照表をお開き願います。新冠町税条例等の一部を改正する条例は、6条立てとなっており、黒丸第1条は、町税条例の一部改正で、督促手数料を規定している第21条を削除しようとするものです。黒丸第2条は、後期高齢者医療に関する条例の一部改正で、督促手数料を規定している第6条を削り、第7条から第11条までをそれぞれ1条ずつ繰上げようとするものです。4ページに移りまして、黒丸第3条下水道条例の一部改正、5ページに移りまして黒丸第4条、道路占用料徴収条例の一部改正と、黒丸第5条、普通河川管理条例の一部改正、6ページに移りまして、黒丸第6条、準用河川管理条例の一部改正であります。いずれも黒丸第1条で削除した町税条例第21条を準用している箇所を削ろうとするものでございます。2ページにお戻りください。附則といたしまして、第1条は施行期日でございますが、この条例は令和8年4月1日から施行するものです。第2条は経過措置でございますが、この条例は施行の日前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例によるものとします。

以上が、議案第63号、新冠町税条例等の一部を改正する条例についての提案理由でございます。御審議を賜り、提案どおり御決定くださるようよろしくお願ひいたします。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第63号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより議案第63号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第64号

○議長（氏家良美君） 日程第17、議案第64号、新冠町職員の給与に関する条例の一

部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田総務課長。

○総務課長（島田和義君） 議案第64号、新冠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

新冠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、以下のとおり定めようとするものです。説明につきましては、御手元に配付しております議案第64号資料により説明をさせていただきますので、資料のほうを御覧ください。本年8月の人事院勧告に基づきまして、新冠町職員の給料月額及び期末勤勉手当のほか、通勤手当及び宿日直手当について、所要の改正を行うものです。1、給与改定の内容について申し上げます。まず月例給につきましては、民間給与との格差1万5014円を解消するため、若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全俸給表を引き上げるもので、令和7年4月1日に遡って適用するものです。次に特別給につきましては、民間ボーナスとの格差0.05月を解消するため、一般職においては、現行の4.60月分を4.65月分に、暫定再任用職員においては、現行の2.40月分を2.45月分にそれぞれ引き上げるもので、引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.025月分を均等に配分し、令和7年12月1日から適用するものです。なお、令和8年度以降につきましては、一般職、暫定再任用職員共に現行の6月及び12月の期末手当及び勤勉手当にそれぞれ0.0125月分を上乗せいたします。2、諸手当の改正内容になります。(1)通勤手当につきましては、国の引上げ額に準じて、片道10キロ以上の通勤距離について、その距離区分ごとに通勤手当を引き上げる改正を行います。適用は令和7年4月1日となります。詳しい距離区分等については、後刻裏面を御参照ください。なお、令和8年4月1日からは、人事院勧告の内容に準じた新たな距離区分等を町の規則において定めます。次に、(2)宿日直手当の見直しですが、現行の宿日直手当4400円を4700円に改正し、診療所の医師については、現行2万1000円を2万2500円に改正いたします。あわせて、消防組合新冠支所の職員が準用する、退庁時から引き続いて行われる宿直勤務に係る宿日直手当については、現行6600円を7050円に改正いたします。適用は令和7年4月1日になります。議案書の20ページをお開きください。附則になります。第1項、この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行します。第2項、第1条の規定による改正後の給与条例の規定は、令和7年4月1日から、改正後の給与条例第19条第2項、第3項及び第20条第2項の規定は、同年12月1日から適用します。第3項、改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の支払いとみなす。

以上が、議案第64号、新冠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由でございます。御審議を賜り、提案のとおり決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第64号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第64号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第65号～日程第19 議案第66号

○議長（氏家良美君） 日程第18、議案第65号、新冠町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。日程第19、議案第66号、新冠町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

谷藤町民生活課長。

○町民生活課長（谷藤聰君） 議案第65号、新冠町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、新冠町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を別紙のとおり定めようとするものです。

今回の提案理由ですが、令和8年度から子どもの成長を応援するため、全ての市町村において、0歳6か月から3歳未満の保育施設に通っていない子どもを対象として、月10時間の範囲で保育施設を利用できる乳児等通園支援事業が始まります。本事業は、教育、保育施設として認定を受けた認定こども園や保育所、地域保育事業などの事業者が行うこととなります。民間の地域型保育事業者が実施する場合は、市町村の認可を受ける必要があり、また、児童福祉法第34条の16の規定に基づき、事業所の有無にかかわらず、市町村は必ず国の基準を参考に条例を制定しなければならないことから、今回提案をするものでございます。

それでは、別添議案第65号資料に基づき、条例の制定内容について説明しますので、そちらを御覧ください。第1条は、児童福祉法に基づき、事業の設備及び運営基準を定める趣旨を規定。第2条は、利用乳幼児が心身ともに健やかな育成を保障することを目的に

本基準を定めることを規定。第3条及び第4条は、町及び事業者が最低基準を超える、常にその向上に努めることを規定。第5条は、利用乳幼児の人権や人格の尊重など事業者に求められる一般的な原則を規定。第6条は、消火器や非常口など非常対策設備の設置や避難訓練の実施など非常災害時への備えについて規定。第7条は、利用乳幼児の安全確保を図るための安全計画の策定義務などについて規定。第8条は、自動車の送迎時における乳幼児の所在確認や見落とし防止措置の設置義務について規定。第9条は、職員に求められる一般的条件として、健全な心身、倫理感、児童福祉への熱を有する訓練を受けたものと規定。第10条は、職員に対して常に知識、技能を研鑽すること、事業者には職員の研修機会を確保することを規定。第11条は、他の社会福祉施設と併設する事業所においては、支障がない場合における職員の兼務を認めることを規定。第12条及び第13条は、利用乳幼児に対する差別的取扱い、虐待や心身に有害な行為の禁止について規定。第14条は、施設で利用する設備や食器、飲用水についての衛生管理の徹底や、感染症や食中毒のまん延防止に係る定期的な研修等の実施について規定。第15条は、食事の提供を行う場合における調理に必要な設備の整備について規定。裏面を御覧ください。第16条は、事業目的や運営方針、支援内容など重要事項に関する内部規定の整備について規定。第17条は、職員や財産、収支、利用乳幼児の処遇状況を明確化する帳簿の整備について規定。第18条は、秘密保持義務の徹底について規定。第19条は、苦情窓口を設置し、町の指導、助言に従い改善を図ることを規定。第20条は、事業のため新たに整備された設備等を用いて実施する一般型と、保育所など教室の定員の余裕がある場合に、その範囲内で実施する余裕活用型に区分することを規定。第21条は、一般型における年齢に応じた乳児室などの必要な設備や面積基準、複数階の建物に設置するべき設備の基準などについて規定。第22条は、一般型において乳児3人につき1人以上、幼児6人につき1人以上、そのうち半数以上が保育士の資格を有する者を配置するなど、職員の配置基準について規定。第23条は、一般型の支援内容として、国が定める指針に準じて支援を提供することを規定。第24条は、一般型において保護者との連絡による支援内容等の理解や協力に努めることを規定。第25条は、余裕活用型における設備及び基準については、施設の区分に応じた国等の基準を遵守することとなります。第26条は、一般型に規定しております第23条の支援の内容、第24条の保護者との連絡について、余裕活用型にも準用する規定。第27条は書面のほか、電子データによる管理を可能とする規定。第28条は、必要な事項を別に定めるための委任規定。以上が、本条例の規定内容となり、第28条の委任規定を除き、全て国の基準どおりの提案となります。附則です。本条例は、令和8年4月1日から施行いたします。

関連がございますので、引き続き、議案第66号新冠町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について、提案理由を申し上げます。

議案第66号、新冠町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例につい

て、別紙のとおり提案しようとするものです。提案理由につきましては、先ほど説明いたしました議案における条例名称と類似していることから、その違いについて説明をさせていただきます。まず、議案第65号で御提案いたしました新冠町乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例は、事業者が事業を実施する場合には、施設に応じた都道府県や市町村の認可が必要であり、その認可を受けるための基準を定めるものであるのに対しまして、今御提案申し上げます議案第66号の新冠町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例は、本事業が、子ども子育て支援法に基づき、国などの交付金を財源に町が、事業者に対して費用の一部を給付するもので、事業者が給付の対象として適当かどうか町の確認を要することとなり、この確認を行うために、運営に係る基準を定める必要があり、今回条例の制定について提案をするものです。町が確認する事業ということで区分するため、特定の文言を付しております。それでは、別添条例第66号資料に基づき、条例の規定内容を説明しますので、御覧ください。第1条及び第2条は総則となります。第1条は、子ども子育て支援法に基づき、事業の運営基準を定める趣旨を規定。第2条は、良質で適切な支援を提供し、保護者の経済的負担軽減を配慮するなど、事業者に求められる一般的な原則を規定。第3条から第34条までは運営に関する基準を規定しております。第3条は、年齢区分に応じた1時間当たりの利用定員及び月単位の利用定員を設定することについて規定。第4条は、初回利用前に保護者と面談し、状況を把握とともに、運営内容を文書で説明をし、同意を得ることを規定。第5条は、正当な理由なく利用申込みを拒否できないことを規定。第6条は、町が行う利用に対するあっせん及び要請に協力することを規定。第7条は、最初の利用時に、乳児等通園支援失礼いたしました。乳児等支援支給認定書を提示された場合は、記載事項を確認することについて規定。第8条は、認定を受けていない保護者に対する申請の援助について規定。第9条は、利用乳幼児及び保護者的心身の状況などを把握することについて規定。第10条は、利用乳幼児の円滑な施設への接続を目的とした特定教育、保育施設等との連携について規定。第11条は、支援の提供内容を記録することについて規定。第12条は、保護者に代わって、事業者が町から利用給付金を受け取ることを法定代理受領といいますが、法定代理受領を受けたい場合は、事業者は保護者から国の基準額に基づき支払いを受けることなどを規定。2ページを御覧ください。第13条は、法定代理受領を受けた場合は、利用者に対して額の通知を行うことや、法定代理受領を受けていない場合は、利用者に対して支援内容や利用時間などを記載した証明書を交付することについて規定。第14条は、国が定める指針に準じて、利用乳幼児やその保護者的心身の状況等に応じた支援を提供することについて規定。第15条は、事業に対する内部及び外部評価を実施し、評価の公表及び事業の改善に努めることを規定。第16条は、保護者からの相談に応じ、適切な助言や援助を行うことについて規定。第17条は、利用乳幼児の体調急変時における速やかな保護者や医療機関へ連絡するなど、必要な措置を講じることについて規定。第18条は、利用保護者の不正受給等を確認した場合における町への通知義務について規定。第19条は、事業目的や運

営方針、支援内容など重要事項に関する運営規定を整備することについて規定。第20条は、適切な支援を図るための職員の勤務体制、研修機会を確保することを規定。第21条は、利用定員を超えた支援提供を禁止することについて規定。第22条は、施設内における書面による重要事項の掲示やホームページなどを活用した公衆の閲覧に供することを規定。第23条及び第24条は、利用乳幼児に対する差別的取扱や虐待や心身に有害な行為を禁止することについて規定。第25条は、秘密保持義務の徹底と関係機関への情報提供をする場合における保護者に対して、同意文書を得ることについて規定。第26条は、利用者の希望に応じた支援が選択できるよう支援内容の情報を提供することや虚偽、誇大広告を禁止することについて規定。3ページを御覧ください。第27条は、利用供与等の禁止について規定。第28条は、苦情窓口の設置など苦情解決を図るための規定。第29条は、地域との連携等について規定。第30条は、事故防止のための指針の整備や事故発生時の報告などの体制整備など事故発生の防止及び発生時の対応について規定。第31条は、事業会計を別に区分することについて規定。第32条は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備するとともに、提供に係る記録等を整備し5年間保存することについて規定。第33条及び第34条は雑則となります。第33条は、書面に代えて、電子データなど電磁的記録による管理が可能なことや利用者の承諾により書面等の交付または提出に代えて、メールやホームページ、ＵＳＢなど記録媒体を活用した電磁的記録のやりとりが可能であることを規定。第34条は、必要な事項を別に定めるための委任規定。以上が、本条例の規定内容となり、第37条の委任規定を除き、全て国の基準どおりの規定内容となります。附則です。本条例は、令和8年4月1日から施行いたします。

以上が議案第66号の提案理由でございます。議案第65号及び議案第66号について御審議を賜り、提案どおり御決定くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第65号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第65号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第66号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第67号

○議長（氏家良美君） 日程第20、議案第67号、新冠町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求める。

谷藤町民生活課長。

○町民生活課長（谷藤聰君） 議案第67号、新冠町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由並びに議案の内容について御説明申し上げます。

まずははじめに提案理由ですが、本条例には、町における認定こども園や保育所、幼稚園などの施設の利用者負担額が規定されております。これまで、国の子ども子育て支援制度に町独自の制度を組合せ、満3歳以上の全ての児童と満3歳未満の保育のために利用する児童については、世帯の所得や養育する児童数を加味して利用料の一部を無償化してきました。近年、人口減少による少子化はますます進む一方ではございますが、物価高騰の影響等から共働き世帯、あるいは共働きを望むニーズは増加傾向にあるものと捉えております。このように、働き方が変化している社会背景を踏まえ、女性の社会進出も応援したく、更なる子育て世代の支援や負担軽減と少子化対策を図るため、令和8年4月1日から全ての児童の利用者負担額を無償にするため改正を行うものです。更に、先ほど可決されました新冠町税条例の改正に伴い、令和8年4月1日から督促手数料が廃止されることから、その内容も盛り込み改正を行うものでございます。それでは、改正内容について新旧対照表で説明しますので、2ページをお開きください。第3条、第1項、第3号に規定する満3歳未満の家庭での保育が困難な子どもの利用負担額について、無償とするため、別表の

利用者負担額表に定める額を0に改めるものでございます。ただいま御説明した改正に伴い、第2号に規定する利用者負担額が国の基準を超える場合の規定は不要になることから、第2号を削り、第3号の規定を第2号に繰上げます。また、第5条の月途中の入退園所等に係る利用者負担額、3ページに記載をしております第6条の利用者負担額の徴収、第7条の利用者負担額の減免、第8条の利用者負担額の納期、第9条の督促、4ページに記載の第10条の延滞金、これらの規定は無償化により不要となることから、全て削り、第11条の規定を第5条に繰り上げるものでございます。5ページ以降に記載の別表第3条関係も無償化により不要となることから削るものでございます。1ページにお戻りください。附則ですが、本条例は令和8年4月1日から施行いたします。また、経過措置といたしまして、新冠町税条例の改正に伴い、督促手数料の廃止も令和8年4月1日から施行されますので、施行日前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例といたします。

以上が議案第67号の提案理由でございます。御審議を賜り、提案どおり御決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第67号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

酒井議員。

○1番（酒井益幸君） 1番酒井です。このたび令和8年4月施行の0歳から3歳児未満の保育の無償化に伴う条例改正であります。子育て支援の充実の取り組みは、失礼しました。子育て支援の充実の取り組みにつながり、期待を寄せているところです。先般、社会文教常任委員会で説明を受けたところでありますが、3点質問します。全国的に見ても、早い無償化の実施であり、0から3歳児未満児の保育の無償化に至る経緯について伺います。2点目、保護者説明の実施の有無と開催時期、町民への周知方法について伺います。3点目、予算に係るおおよその人数、金額について伺います。以上3点お願ひいたします。

○議長（氏家良美君） 谷藤町民生活課長。

○町民生活課長（谷藤聰君） はい、お答えをいたします。提案理由の中でも触れましたとおり、人口減少による少子化が進む一方、物価高騰の影響などによりまして、共働き世帯、それに係るニーズ等がとても増えている状況であるということで認識しております。このように、働き方が変化している社会背景を踏まえまして、女性の社会進出も応援しく、さらなる子育て世代の支援や負担軽減、そして少子化対策を図るため導入するということで提案をしてございます。2点目、保護者説明の実施の有無と開催時期、町民への周知方法につきましては、会場を設けての説明は不要であるということで考えております。11月28日に次年度のド・レ・ミの募集について、町が保育料の無償化を検討することについて、事前に検討していることを周知をしてございます。今回議案を頂ければですね、速やかに制度内容を改めて周知したいというふうに考えております。3点目、予算に係る

おおよその人数とその金額につきまして、令和6年度における保育料、保育料の有料児童数は12人で、金額にして304万3130円の利用者負担額となっております。本年度10月期の有料児童者数は14名となっており、おおよそ年間で300万から400万程度が影響出る額ということで捉えております。以上でございます。

○議長（氏家良美君）　酒井議員。

○1番（酒井益幸君）　よく分かりました。ただ1点、2点目の質問の中で、周知方法についてちょっと触れていたかったんですが、どういった周知方法をされるのでしょうか。

○議長（氏家良美君）　谷藤町民生活課長。

○町民生活課長（谷藤聰君）　先ほどの質問でも触れましたとおり、11月28日に全ての利用者を対象としたダイレクトメール、通知はしてございます。それにあわせて町政事務、町全体に対する町政事務においても、検討しているということでチラシを配布しておりますので、この議会が終了し、可決した場合につきましては、全ての町民に対して制度周知を配布したいということで考えております。

○議長（氏家良美君）　ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君）　ないようですので質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君）　ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第67号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君）　全員挙手であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

昼食のため暫時休憩いたします。

休憩　午前11時59分

再会　午後　1時00分

○議長（氏家良美君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第21　議案第68号

○議長（氏家良美君）　日程第21、議案第68号、新冠町立認定こども園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐々木管理課長。

○管理課長（佐々木京君） 議案第68号新冠町立認定こども園条例の一部を改正する条例について、新冠町立認定こども園条例の一部を改正する条例を以下のとおり定めようとするものです。

提案理由を御説明いたします。別途配布いたしました議案第68号資料にて説明させていただきますので資料のほうを御覧ください。1、改正理由です。今回の改正は、次の3つによるものです。（1）議案第65号、66号において御決定頂きました乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度につきまして、令和8年度から事業を開始するための改正。（2）議案第63条において御決定頂きました、町税条例の督促手数料の廃止の改正に伴う改正。（3）児童福祉法の改正に伴う改正です。2、改正内容です。（1）誰でも通園制度開始による改正は、次の3点となります。①認定こども園ド・レ・ミの事業にこども誰でも通園制度の事業を加える条文の整備です。条例第5条では、ド・レ・ミ園が実施する事業が規定されておりますが、この第2号を下線のとおり改正し、こども誰でも通園制度を事業に加えるものです。②こども誰でも通園制度の入園資格等を定める条文の整備です。条例第7条では入園資格等が規定されており、第2号を下線部のとおり改正し、こども誰でも通園制度の入園資格等を加えるものです。③こども誰でも通園制度の利用料を定める条文の整備です。条例第11条では、ド・レ・ミ園で実施する事業の利用者負担額を規定しており、この条文にこども誰でも通園制度を加え、第4号でその金額を零とする、無料とすることを規定するものです。（2）督促手数料の廃止の改正に伴う改正です。条例第13条第2項では、町税条例の督促手数料の規定を引用しておりますので、条文のうち、及び第21条を削ります。資料の裏面に移ります。（3）児童福祉法の改正に伴う改正です。こども園条例中の引用している法律に児童福祉法がありますが、その児童福祉法第39条の2において、幼保連携型認定こども園の規定が加わったことから、従前の保育所事業、幼稚園事業を幼保連携型認定こども園事業、括弧こども園事業に改正するもので、改正条文については表記のとおりです。議案にお戻りください。2ページをお願いします。下段の附則です。第1条、施行期日、この条例は令和8年4月1日から施行する。第2条、この条例施行の日前に発した督促状に係る手数料については、なお従前の例による。

以上が、議案第68号、新冠町立認定こども園条例の一部を改正する条例についての提案理由となります。御審議賜り、提案どおり御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第68号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

酒井議員。

○1番（酒井益幸君） はい。1番酒井です。こども誰でも通園制度は国の制度でありまして、我が党が提案を推進した経緯があります。学びの場の提供や同世代との過ごし方は

重要と考えます。無論、この条例改正については賛成の立場です。そこでちょっと疑問が1点ございますので、第1条第11条の利用料について、質問させていただきます。今後、従前からの実施の一時預かり事業における無償化についての考え方を問うものです。一時預かり事業とは、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより家庭での保育が困難となる場合や、急病や育児疲れなどによる保護者の肉体的、精神的、身体的負担を軽減するために一時的保育を行う事業です。以上のことから、定義を鑑みまして、今般の条例改正に一時預かりの料金改定はなされていませんが、子どもを預かる保育料金に優劣をつけることは望ましくないと考えます。完全無償化ができないれば、せめて日数制限などを設けるなどして、無償化の実施の可否について伺います。

○議長（氏家良美君） 佐々木管理課長。

○管理課長（佐々木京君） 今回の利用料金の設定等につきまして、こども誰でも通園制度の利用料金は、国から示されているものについては1時間300円ありました。この中で、町で行う事業、一時預かり事業につきましては、ド・レ・ミの中の子育て支援センター部分で行っております。今回、保育料の完全無償化、先ほど議決頂きましたものを実施しております。で、整理をする際に、議員おっしゃられるところの観点ではなく、職員の配置等も踏まえて、こども園事業を、ド・レ・ミ、幼稚園、保育所の事業を行っているところは、誰でも通園制度も含めて無料とするという整理をしましたので、子育て支援センター部分についての議論は行いませんでした。

○議長（氏家良美君） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤正秀君） 答弁申し上げるところなんですけども、今日その話だと私は補足ですけども、今の町のほうでは今年の国勢調査の速報値が出てんですけども、そっから分析して、前回、前々回、その前という人口減少ですね、今回非常に大きかったということで分析してるんですよね。少子高齢化、いわゆる生まれる子どもの数と亡くなる方の差、この自然減というのはこれまでになく大きいと。減少の要因の8割近くは自然減だということは分かってます。で、一方で少子化ということがはっきりしてます。これを捉えまして、これ町だけでなく国の問題ですけども、国のほうでも人口戦略会議ですか、これ国を立ち上げて、人口減少に対する施策っていうんですけども、特に子どもの支援策というのもまたこれから示されるようです。もちろん国から示されたものは最大限活用するということですけども、それに合わせまして、現在取り組んでる様々な事業あるんですね、子ども向けの。これを、それぞれのライフステージ、対象者や各ライフステージですね、既存事業を当てはめて整理した中で不足している部分、それから、不足している部分ですね、これを明らかにして、その中で人口減少、子どもたちを産み育てるという部分の新規事業、既存事業の充実などについてですね、各課横断的に調査検討すると。そして、それらの部分をですね、令和8年度の予算のほうに向けていこうと、こういうふうな町長の指示を受けてます。今回は、取りあえずこの国の改正に合わせて、保育の部分だけありましたけども、もちろんこの一時預かりの部分も含めて、有効策というものを検討してや

っていきたいと。ただ、それには財源も必要ですから、先ほど決算、令和6年度決算の中ですね、決算審査の意見、これ皆さん財政状況が分かっているという前提ですけども、事務事業の徹底した見直し、そしてコスト削減に向けた取り組み、これによって財政健全化を進めるというふうに意見を述べたわけですが、その部分のしっかりとその財源を確保しなければならないということもありまして、それで安易にこれやります、やりませんということはですね、きっと裏打ちしなければなかなかこの財政状況厳しいというのもありますんで。ただ、これは全く前向きに考えてないんじゃなくて、前向きには検討していくということでございます。繰り返しますけど、一般質問のほうで町長から細かく答弁ありますんでよろしくお願ひします。

○議長（氏家良美君）ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君）ないようですので質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君）ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第68号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君）全員挙手であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第69号

○議長（氏家良美君）日程第22、議案第69号、令和7年度新冠町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田総務課長。

○総務課長（島田和義君）議案第69号、令和7年度新冠町一般会計補正予算について提案理由を申し上げます。

1ページをお開き願います。令和7年度新冠町一般会計補正予算。このたびは6回目の補正となります。歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2852万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億3487万4千円にしようとするものです。はじめに地方債の補正がありますので、4ページをお開き願います。第2表、地方債補正。1変更です。林道維持事業は、普通林道、泉線補修工事ほか1件の入札執行による減額で、緊急自然災害防止対策事業債の補正前限度額960万円を、補正後940万円にしようとするものです。次に、事項別明細書の歳出よ

り説明いたしますので、12ページから13ページをお開き願います。このたびの補正予算には、人事院勧告に基づく給与改定額を計上しており、その補正金額は、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、19節職員退職手当組合負担金の合計で、正職員分が2472万4千円、会計年度任用職員分が1143万1千円、総体で3615万5千円の増額となっております。また、人件費では人事異動に伴う科目間の調整のほか、職員の退職や育児休業、建設技術職等の採用見送りなどの影響額として2416万8千円を減額しております。職員数では、正職員が補正前から1名減の121名、会計年度任用職員は2名増の81名、総体で補正前から1名増の202名となっております。これら人件費に係る各科目的説明は簡潔にさせていただきますので、御了承願います。1款、1項、1目ともに議会費83万8千円の追加は、給与改定等によるものです。14ページから15ページに移ります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費2013万9千円の減。説明欄の事業1、一般事務費は給与改定等によるもの。事業2、OA推進費の12節委託料91万1千円の減額は、ガバメントクラウド接続環境運用管理業務に係る委託料で、入札による執行残を減額するもの。13節使用料及び賃借料2005万3千円の減額は、総合行政システムに係るガバメントクラウドの使用料で、4月から9月までの実績に基づき減額するものです。総合行政システムは標準化システムに移行すべく、本年度よりガバメントクラウドを使用しておりますが、当該使用料は、クラウドサービス事業者であるアマゾン・ウェブサービスが提供する試算ツールを使用し、日立システムズが算定いたしました。しかし、その当時は標準化仕様が明確に示されていなかったため、余裕を持たせたシステム構成とされましたが、その後、標準化仕様が示されたことにより余分なリソースを削除したことで、試算額から大きく減額となったものでございます。5目企画費380万5千円の追加。事業1、定住移住促進対策経費の11節役務費19万3千円の増額は、移住促進住宅ナナカマドの公売に係る登記団面の作成手数料。18節負担金補助及び交付金149万円の増額のうち、まちの不動産屋さん運営費補助金は、中古住宅の売買2件分を計上したもの。17ページに移ります。中古住宅流通交付金は中古住宅の売買1件分、中古住宅取得物件リフォーム補助金はリフォーム1件分をそれぞれ計上するもので、詳細は説明資料1ページのとおりです。事業2、朝日の森運営事業。1節報酬14万7千円の増額は、給与改定等によるもの。事業3、情報通信基盤整備事業。11節役務費197万5千円の増額は、光ケーブルの移設等手数料で、詳細は説明資料2ページのとおりです。11目ふるさとづくり基金費216万円の追加は、24節積立金で、歳入に計上の奨学金貸付金元金収入で、繰上償還があつたものを積み立てるもの。14目企業版ふるさと納税基金費700万円の追加は、24節積立金で法人3社から頂いた寄附金を積み立てるもの。18ページから19ページに移ります。2項徴税費、1目税務総務費86万6千円の減は、給与改定及び人事異動等によるもの。20ページから21ページに移ります。3項1目ともに戸籍住民基本台帳費117万6千円の追加。事業1、戸籍住民基本台帳費及び事業2、マイナンバーカード交付事務費はいずれも給与改定等によるものです。22ページから23ペ

ページに移ります。5項統計調査費、1目指定統計調査費2万3千円の追加は、10節需用費で指定統計調査に係る事務費の追加交付に伴い、消耗品費を増額するものです。24ページから25ページに移ります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費1330万7千円の追加。事業1及び事業2の社会福祉総務費は、給与改定等によるもの。事業3、その他の福祉施策。18節負担金補助及び交付金68万2千円の増額は、町社会福祉協議会への補助金で、町職員の給与改定等に準じた人件費の増額によるもの。詳細は説明資料3ページのとおりです。事業4、国民健康保険事業繰出金271万7千円の増額は、国民健康保険特別会計で説明いたします。27ページに移ります。事業5、障害者自立支援事業。19節扶助費600万1千円の増額は、障害児通所給付費に係る実利用者及び延べ利用者の増加に伴う支給費の増額で、詳細は説明資料4ページのとおりです。2目老人福祉費215万8千円の追加。事業1、新冠町移送サービス事業。12節委託料50万3千円の増額は、町職員の給与改定等に準じた人件費の増額などによるもので、詳細は説明資料5ページのとおりです。事業2、高齢者等生活援助事業。12節委託料32万1千円の増額は、町職員の給与改定等に準じた人件費の増額などによるもので、詳細は説明資料6ページのとおりです。事業3、日高中部広域連合負担事業。18節負担金補助及び交付金155万2千円の増額は、給与改定等によるもので、詳細は説明資料7ページのとおりです。事業4、介護サービス特別会計事業勘定繰出金事業21万8千円の減額は、介護サービス特別会計で説明いたします。3目後期高齢者医療費20万1千円の減。事業1、後期高齢者医療費の18節負担金補助及び交付金137万8千円の増額は、本年度の療養給付費負担金の確定によるもの。27節繰出金157万9千円の減額は、後期高齢者医療特別会計で説明いたします。4目地域包括支援センター費132万6千円の追加。事業1、地域包括支援センター運営費107万7千円の増額は給与改定等によるもの。事業2、生活支援体制整備事業。12節委託料24万9千円の増額は、町職員の給与改定等に準じた人件費の増額によるもので、詳細は説明資料8ページのとおりです。28ページから29ページに移ります。5目老人福祉施設費56万9千円の追加。事業1、新冠老人憩の家運営費、12節委託料8万9千円の増額及び事業に節婦老人憩の家運営費、12節委託料11万7千円の増額は、最低賃金改定に伴う委託料単価の増額によるもの。事業3、高齢者共同生活施設管理運営費の10節需用費25万円の増額は、あいあい荘入居者のうち1名が退去されたことに伴う居室の修繕料。12節委託料11万3千円の増額は、最低賃金改定に伴う委託料単価の増額によるもので、詳細は説明資料9ページのとおりです。7目生活館費30万5千円の追加は給与改定等によるもの。8目国民年金費64万9千円の追加は、12節委託料で年金生活者支援給付金の判定に係るシステム改修費用を計上するものです。30ページから31ページに移ります。2項児童福祉費、1目児童措置費26万8千円の追加は22節償還金利子及び割引料で、令和6年度に交付を受けた出産子育て応援給付金国庫補助金について、給付実績に基づく超過交付分を返還するもの。2目児童福祉施設費99万8千円の追加。事業1、児童館運営費41万9千円の増額は、給与改定等に

よるもの。事業2、子育て支援センター費57万9千円の増額のうち、1節報酬から4節共済費までの増額は給与改定等によるもの。8節旅費2万1千円の増額は、通勤手当を要する代替職員の増加に伴うもの。32ページから33ページに移ります。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費226万1千円の追加は給与改定等によるもの。2目予防費10万1千円の追加。事業1、妊娠期出産時支援事業8万2千円の増額及び事業2、伝染病予防接種1万9千円の増額は、いずれも令和6年度に交付を受けた国庫補助金、負担金について、実績に基づく超過交付分を返還するもの。3目環境衛生費24万4千円の追加は、給与改定等によるもの。34ページから35ページに移ります。3項水道費、2目簡易水道費83万9千円の追加は、簡易水道事業会計で説明いたします。36ページから37ページに移ります。5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費61万8千円の追加。事業1、農業委員会費61万8千円の増額のうち、2節給料から4節共済費までは給与改定等によるもの。11節役務費12万8千円の増額は、農地中間管理事業に係る70件分の申請書作成事務手数料を計上するもの。2目農業総務費63万5千円の追加。事業1、農業総務費113万5千円の増額は、給与改定等によるもの。事業2、農業振興事業補助金50万円の減額は、農業後継者親元就農奨励金で、親元に就農された後継者が離農するため減額になるもので、詳細は説明資料10ページのとおりです。3目農業振興費30万5千円の追加は、給与改定等によるものです。説明が次ページに続きますので、38ページから39ページを御覧ください。5目に入ります。5目牧野管理費192万1千円の追加。事業1、預託牛管理費97万4千円の増額は、給与改定等によるもの。事業2、預託牛管理費4万9千円の増額は、18節負担金補助及び交付金で、預託頭数の増加により、ヨーネ病自主検査対策補助金を増額するもので、詳細は説明資料11ページのとおりです。事業3、町有牛管理費89万8千円の増額は給与改定等によるものです。説明が次ページに続きます。40ページを御覧ください。41ページを御覧ください。説明省略します。42ページから43ページに移ります。2項林業費、1目林業振興費891万4千円の追加。事業1、林業林業振興費51万7千円の増額は、給与改定等によるもの。事業2、有害鳥獣駆除対策事業839万7千円の増額のうち、7節報償費35万円の増額は、10頭分のクマ捕獲奨励報奨金を措置するもの。10節需用費52万2千円の増額は、緊急銃猟の実施に備え、必要な消耗品を購入するもの。11節役務費189万3千円の増額は、エゾシカ、アライグマ等の捕獲頭数の増加に伴う残滓処理手数料及びクマ対策用の投光器設置料を計上するもの。12節委託料563万2千円の増額は、有害鳥獣駆除捕獲委託料として、エゾシカ300頭分、アライグマ733頭分を計上するもので、詳細は説明資料12ページのとおりです。2目林道費28万6千円の減は、14節工事請負費で、普通林道泉線ほか1路線に係る入札執行残を減額するもの。詳細は説明資料13ページのとおりです。44ページから45ページに移ります。3項水産業費、1目水産業振興費26万7千円の追加は、給与改定等によるもの。46ページから47ページに移ります。6款1項ともに商工費、2目観光費44万4千円の追加は、給与改定等によるもの。48ペ

ページから49ページに移ります。7款土木費、1項道路橋梁費、3目道路新設改良費20万5千円の減額は、給与改定等及び採用に至らなかった土木技師の10月までの人工費を減額するもの。50ページから51ページに移ります。3項住宅費、2目住宅建設費249万1千円の減額は、給与改定等及び採用に至らなかった建築士の10月までの人工費を減額するもの。52ページから53ページに移ります。4項下水道費、1目下水道整備費31万9千円の追加は、下水道事業会計で説明します。54ページから55ページに移ります。8款1項ともに消防費、1目常備消防費198万9千円の減は、18節負担金補助及び交付金で、日高中部消防組合本部経費負担金42万6千円の増額は、給与改定等による追加負担分。支署経費負担金240万8千円の減額は、支署経費の歳出に計上した給与改定等による人工費、令和8年度採用職員に係る被服等の消耗品費、備品購入費、大型水槽車購入に係る起債償還利子の合計額146万2千円と、歳入に計上の前年度繰越金387万円の差額240万8千円を減額するものです。56ページから57ページに移ります。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費126万6千円の追加。事業1、事務局費8万1千円の減額は、給与改定及び育児休業等によるもの。事業2、奨学金。20節貸付金120万円の増額は、奨学金貸付け者が2名増加したことによるもので、詳細は説明資料14ページのとおりです。事業3、外国語指導助手招致事業。4節共済費14万7千円の増額は、標準報酬月額の増額によるものです。58ページから59ページに移ります。2項小学校費、1目学校管理費186万6千円の追加は、給与改定等によるもの。2目教育振興費10万5千円の追加は、19節扶助費で、特別支援教育就学奨励費の認定者数が当初の見込みより4名増加したことによるもの。詳細は説明資料15ページのとおりです。60ページから61ページに移ります。3項中学校費、1目学校管理費122万6千円の追加は、給与改定等によるもの。2目教育振興費4万3千円の減額は、19節扶助費で、特別支援教育就学奨励費の認定者数が当初の見込みより1名減少したことによるもの。詳細は説明資料16ページのとおりです。62ページから63ページに移ります。4項1目ともに認定こども園費61万5千円の減額は、給与改定及び育児休業等により減額するもの。64ページから65ページに移ります。5項社会教育費、1目社会教育総務費513万1千円の減額は、給与改定及び職員の人事異動等により減額するもの。2目レ・コード館事業推進費333万2千円の追加。事業1、レ・コード館運営事業。10節需用費89万2千円の増額は、利用者の増加により電気料を増額するもの。事業2、レコードプラザ運営事業244万円の増額のうち、1節報酬から4節共済費までは、給与改定等によるもの。8節旅費1万7千円の増額は、通勤手当を要する代替職員の採用によるもの。3目図書費127万2千円の追加。事業1、図書室事務費の説明は67ページに続きますが、1節報酬から4節共済費までの増額は、給与改定等によるもの。8節1万5千円の増額は、代替職員の勤務日数の増加によるものです。4目青少年育成費54万8千円の減。事業1、新冠町青少年国内研修交流事業。18節負担金補助及び交付金26万3千円の増額は、相互交流を行っている沖縄県金武町中川区子ども会が令和8年2月に当町を訪問される予定

から、交流事業に係る費用を実行委員会に補助するもので、詳細は説明資料17ページのとおりです。事業2、新冠町放課後子どもプラン事業81万1千円の減額は、会計年度任用職員の退職による欠員期間を減額するもの。7目町民センター費3万3千円の追加は12節委託料で、最低賃金改定に伴う委託料単価の増額によるものです。68ページから69ページに移ります。6項保健体育費、1目保健体育総務費28万1千円の追加は、給与改定等によるもの。2目体育施設費16万3千円の追加。事業1、スポーツセンター管理運営費。12節委託料2万9千円の増額は、最低賃金改定に伴う委託料単価の増額によるもの。事業2、スポーツセンター管理運営費。10節需用費13万4千円の増額は、2階避難口の誘導灯2基を交換するもので、詳細は説明資料18ページのとおりです。70ページから71ページに移ります。11款1項ともに公債費、1目元金39万1千円の減は、22節償還金利子及び割引料で、平成26年度に借入れた臨時財政対策債について、借入れから10年が経過したことにより元利償還金が再計算され、元金が減額になったもの。2目利子223万円の追加は、22節償還金利子及び割引料で、平成26年度に借入れた臨時財政対策債の元利償還金再計算による増額分87万円と、令和6年度発行債の利率確定による増額分136万円を計上したものです。

次に、歳入について説明いたしますので、8ページから9ページをお開き願います。13款使用料及び手数料、1項使用料、4目農林水産業使用料342万4千円の追加は、牧野使用料で、当初に見込んでいた入牧延べ頭数2万1195頭が1万5296頭増の3万6491頭の実績見込みになったもの。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金358万9千円の追加。1節社会福祉費国庫負担金のうち、1、国民健康保険基盤安定費負担金55万3千円の増額は、保険者支援分の決算見込みで計上したもの。2、障害児通所給付費等負担金300万円の増額は、利用者数の増加に伴うもの。3、未就学児均等割保険料負担金2万1千円の増額は、対象児童の増加によるもの。4、産前産後保険料負担金1万5千円の増額は、対象件数の増加によるもの。2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金32万5千円の追加は、戸籍の振り仮名届出事務に対して補助されるもの。6目教育費国庫補助金3万1千円の追加。1節小学校費国庫補助金5万1千円の増額は、特別支援教育就学奨励費に対するもの。2節中学校費国庫補助金2万円の減額は、特別支援教育就学奨励費に対するもの。3項国庫委託金、2目民生費国庫委託金64万9千円の追加は、年金生活者支援給付金の判定に係るシステム改修に対して交付されるもの。15款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金194万9千円の追加。1節社会福祉費道負担金のうち、1、国民健康保険基盤安定費負担金97万4千円の増額は、国保税軽減分及び保険者支援分の決算見込みで計上したもの。2、後期高齢者医療基盤安定費負担金54万2千円の減額は、負担金の確定によるもの。障害児通所給付費等負担金150万円の増額は、利用者数の増加に伴うもの。3、未就学児均等割保険料負担金1万円の増額は、対象児童の増加によるもの。4、産前産後保険料負担金7千円の増額は、対象件数の増額によるもの。番号間違えていました。すいません。障害児は3、未就学児は4、産前産後

は5です。申し訳ございません。3項道委託金、1目総務費道委託金2万5千円の追加は、指定統計調査に対して追加交付を受けるもの。17款1項ともに寄附金、2目指定寄附金700万円の追加は、企業版ふるさと納税として、法人3社から頂いた寄附金です。10ページから11ページに移ります。18款繰入金、1項基金繰入金、1目ふるさとづくり基金繰入金120万円の追加は、奨学金の財源として繰り入れるもの。3目財政調整基金繰入金748万2千円の追加は、歳入の財源不足を基金取崩しにより調整するもの。20款諸収入、3項貸付金元利収入、4目奨学金貸付金元金収入216万円の追加は、奨学金貸付者から繰上償還があったもの。4項5目ともに雑入64万3千円の追加。1節雑入のうち、1、牧野預託者負担金49万2千円の増額は、入牧頭数の増加による伝染病予防薬剤の使用料など。2、その他雑入12万円の増額は、農地売買等業務取扱費として所有権移転に係る12件分を計上したもの。3、農地中間管理事業協力金3万1千円の増額は、農地の賃貸借設定に係る58件分を計上したもの。5項1目ともに受託事業収入24万9千円の追加は、町社会福祉協議会に事業委託をする生活支援体制整備事業に充当されるもの。21款1項ともに町債、3目農林水産業債20万円の減額につきましては、4ページの地方債の補正で説明したとおりですので省略させていただきます。

以上が議案第69号、令和7年度新冠町一般会計補正予算の提案理由でございます。御審議を賜り、提案のとおり決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第23 議案第70号～日程第24 議案第71号

○議長（氏家良美君） 日程第23、議案第70号、令和7年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算。日程第24、議案第71号、令和7年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

新宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（新宮信幸君） 議案第70号、令和7年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算について提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。令和7年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算。このたびは2回目の補正となります。令和7年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算を次のとおり定めようとするものです。歳入歳出予算の補正、第1条既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ148万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、8億2114万9千円にしようとするものです。

補正内容につきまして、事項別明細書の歳出から説明いたしますので、8ページから9ページをお開き願います。1款総務費、3項趣旨普及費、1目趣旨普及費15万円の追加。10節需用費5万3千円及び11節役務費9万7千円の増額は、子ども家庭庁が令和8年度から、子ども・子育て支援制度を創設することに伴う、制度の周知に係る経費で、チラ

シの送付に係る消耗品費、印刷製本費及び郵送に係る通信運搬費で、全額国庫補助となります。10ページから11ページに移ります。6款諸支出金、4項繰出金、2目国民健康保険財政安定化基金積立金133万7千円の追加。24節積立金は歳入歳出の余剰金133万7千円を基金に積立てするものです。

次に、歳入の説明をいたしますので、6ページから7ページをお開きください。5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金271万7千円の追加。1節保険基盤安定繰入金203万6千円の増額は、低所得者に対する保険税軽減分への公費負担として一般会計から繰入れするもので、軽減対象者579名に係る軽減額の確定により増額するもの。2節未就学児均等割保険料繰入金4万1千円の増額は、未就学児の均等割軽減分への公費負担として一般会計から繰入れするもので、未就学児16名に係る軽減額の確定により増額するもの。3節産前産後保険料繰入金3万円の増額は、産前産後期間の保険税軽減分への公費負担として一般会計から繰入れするもので、対象2世帯に係る軽減額の確定により増額するもの。4節その他一般会計繰入金61万円の増額は、国保安定化支援事業として繰入れするもので、当町は高齢被保険者が特に多い場合に該当し、北海道から示された額を計上するものです。2項1目共に基金繰入金138万円の減。1節基金融入金138万円の減額は、歳入歳出差引きで生じた財源超過分を繰り戻すものです。8款国庫支出金、1項国庫補助金、3目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金15万円の追加。1節国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金15万円の増額は、歳出に計上した子ども・子育て支援制度の創設に伴う、制度の周知に係る財源で、全額が補助対象となる見込みです。

以上が議案第70号、令和7年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算についての提案理由でございます。御審議を賜り、提案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

引き続き、議案第71号の提案理由を申し上げますので、お開き願います。

議案第71号、令和7年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算について提案理由を申し上げます。1ページをお開きください。令和7年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算。この度は、2回目の補正となります。令和7年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算を次のとおり定めようとするものです。歳入歳出予算の補正、第1条既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、136万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、9957万4千円にしようとするものです。

補正内容につきまして、事項別明細書の歳出から説明いたしますので、8ページから9ページをお開き願います。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費15万円の追加。10節需用費4万5千円及び11節役務費10万5千円の増額は、国保会計で御説明したものと同様に、子ども家庭庁が令和8年度から、子ども・子育て支援制度を創設することに伴う、制度の周知に係る経費で、チラシの送付に係る消耗品費、印刷製本費及び郵送に係る通信運搬費で、全額国庫補助となります。10ページから11ページに移ります。2

款、1項、1目共に後期高齢者医療広域連合納付金151万9千円の減。18節負担金補助及び交付金151万9千円の減額は、北海道後期高齢者医療広域連合へ納める負担金で、事務費に対する負担金79万7千円の減額、及び低所得者への保険料軽減分を負担する保険基盤安定分負担金72万2千円の減額は、いずれも広域連合からの通知によるものです。

次に、歳入の説明をいたしますので、6ページから7ページをお開きください。3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金85万7千円の減。1節事務費繰入金85万7千円の減額は、北海道後期高齢者医療広域連合へ納める事務費負担金及び一般会計が負担する事務費の確定による減額です。2目保険基盤安定繰入金72万2千円の減。1節保険基盤安定繰入金72万2千円の減額は、低所得者に対する保険料軽減分への公費負担として一般会計から繰入れするもので、軽減対象者708名に係る軽減額の確定により減額するもの。4款、1項、1目ともに繰越金6万円の追加。1節繰越金6万円の増額は、前年度繰越金の額の確定に伴う財源化です。6款国庫支出金、1項国庫補助金、1目国庫補助金15万円の追加。2節子ども・子育て支援事業費補助金15万円の増額は、歳出に計上した子ども子育て支援制度の創設に伴う制度の周知に係る財源で、全額が補助対象となる見込みです。

以上が議案第71号、令和7年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算についての提案理由でございます。御審議を賜り、提案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第25 議案第72号

○議長（氏家良美君） 日程第25、議案第72号、令和7年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

竹内老人ホーム所長。

○特養ホーム所長（竹内修君） 議案第72号、令和7年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算の提案理由について御説明申し上げます。

1ページをお開き願います。令和7年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算。このたびは2回目の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1060万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3085万9千円としようとするものです。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたしますので、8ページから9ページをお開きください。1款総務費、1項一般管理費、1目施設介護サービス事業費990万5千円の追加。1節報酬18万7千円の減は、パートタイム会計年度任用職員の最低賃金増と雇用実績による減少を調整したことによる減額。2節給料から4節共済費、及び18節負担金補助及び交付金は人事院勧告に伴う給与改定による増額。10節需用費224万9千

円の追加のうち、燃料費66万5千円の増は、単価上昇と昨年より冬季暖房を早く稼働しているため、A重油使用量が増加見込みによるもの。修繕料158万4千円の増は、受水槽から施設内に送る加圧給水ポンプの故障で、ポンプ一式交換に110万円を計上、平成7年に設置したパッケージ型自動消火設備が設置から30年が経過し、消防法の規定により起動用窒素ボンベの容器弁の点検交換が必要となりましたが、既に当該部品が製造終了しているため代替部品に交換する費用に48万4千円を計上しております。26節公課費18万2千円の減額は消費税納付金の執行残です。説明欄事業2の12節委託料165万円の追加は、新冠町立特別養護老人ホーム建設配置検討業務委託で、恵寿荘の改築基本構想に基づき移転先を日高徳洲会病院の隣接地としていますが、徳洲会では先行して基本計画業務に着手しており、引き続き基本設計に移行する予定であります。建物の配置などを検討するため早急に恵寿荘のブロックプランや平面図等が必要となるため業務委託をするものです。詳細は予算説明資料19ページのとおりです。次に、10ページから11ページをお開きください。14節工事請負費16万5千円の減額は恵寿荘第一受電設備改修工事の入札執行残です。続いて、2目短期入所生活介護事業費70万3千円の追加。1節報酬17万9千円の減は、パートタイム会計年度任用職員の最低賃金増と雇用実績による減少を調整したことによる減額。2節給料から4節共済費及び、18節負担金補助及び交付金は人事院勧告に伴う給与改定による増額。10節需用費16万3千円の増額は燃料費で、施設介護サービス事業費と同様に暖房用A重油に係る増額です。

次に、歳入について御説明いたしますので、6ページから7ページをお開きください。2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金21万8千円の減額。歳入の財源調整財源調整分として繰入れている一般会計からの繰入金を繰り戻すもの。3款繰越金、1項1目1節いずれも繰越金1082万6千円の追加。前年度繰越金の残額を全額予算化するものです。

以上が、議案第72号の提案理由の説明でございます。御審議を賜り、提案どおり御決定くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第26 議案第73号～日程第27 議案第74号

○議長（氏家良美君） 日程第26、議案第73号、令和7年度新冠町簡易水道事業会計補正予算。日程第27、議案第74号、令和7年度新冠町下水道事業会計補正予算、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

寺西建設水道課参事。

○建設水道課参事（寺西訓君） 議案第73号、令和7年度新冠町簡易水道事業会計補正予算につきまして、提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。この度の補正は2回目の補正となります。この度の主な補

正理由につきましては、通信運搬費におけるN T T専用回線使用料改定に伴うもの、人事院勧告に基づく給与改定等に伴うものであります。第1条、総則、令和7年度新冠町簡易水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるものであります。第2条、収益的収支及び支出、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり補正するものです。収入、第1款簡易水道事業収益、第2項営業外収益83万9千円を追加し、1億6387万2千円とし、簡易水道事業収益、総額3億639万1千円に。支出、第1款簡易水道事業費用、第1項営業費用83万9千円を追加し、2億4981万1千円とし、簡易水道事業費用、総額2億6973万8千円にするものです。第3条、資本的収入及び支出、予算第4条本文かっこ書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額7116万7千円は、過年度損益勘定留保資金1107万1千円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額181万6千円、当年度損益勘定留保資金3451万4千円、及び当年度未処分利益剰余金2376万6千円で補填するものとする、に改めるものです。第4条、議会の議決を得なければ流用することができない経費。予算第7条に定めた、議会の議決を得なければ流用することができない経費を次のとおり補正するものです。職員給与費を23万8千円追加し、901万7千円とするものです。第5条、他会計からの補助金。予算第8条に定めた一般会計からの補助を受ける金額を次のとおり補正するものです。他会計補助金83万9千円を追加し、総額1億915万8千円とするものです。2ページに移ります。第6条、利益剰余金の処分。予算第9条に定めた当年度利益剰余金の処分額を次のとおり補正するものです。(1) 第4条、資本的収入額が資本的支出額に対して不足額不足する額の補填として、324万5千円を減額し、2376万6千円とするものです。

次に補正予算明細書で説明いたしますので、15ページをお開きください。第3条の収益的支出、第1款簡易水道事業費用83万9千円の追加。第1項営業費用、1目原水及び浄水費、12節通信運搬費、48万2千円の追加。施設管理用N T T専用回線料金改定に伴うものです。2目配水及び給水費、12節通信運搬費11万9千円の追加。1目同様、施設管理用N T T専用回線料金改定に伴うものです。5目総係費、1節から5節給料ほか23万8千円の追加。人事院勧告に基づく給与改定等に伴うものです。14ページに戻ります。第3条の収益的収入、第1款簡易水道事業収益、2項営業外収益、1目他会計補助金83万9千円の追加は、収益に関わる総資金不足分を計上しております。

以上、議案第73号、令和7年度新冠町簡易水道事業会計補正予算について提案理由を申し上げました。御審議を賜り、提案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

引き続き、議案第74号、新冠町下水道事業会計補正予算の提案理由を申し上げますので、お開きください。

議案第74号、令和7年度新冠町下水道事業会計補正予算につきまして、提案理由を申し上げます。1ページをお開きください。この度の補正は2回目の補正となります。主な補正理由につきましては、通信運搬費におけるN T T専用回線使用料料金改定に伴うもの。人事院勧告に基づく給与改定等に伴うものであります。第1条、総則、令和7年度新冠町

下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるものであります。第2条、収益的収入及び支出、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり補正するものです。収入、第1款下水道事業収益、第2項営業外収益を31万9千円追加し、1億6109万6千円とし、下水道事業収益、総額を2億749万2千円に。支出、第1款下水道事業費用、第1項営業費用を30万4千円追加し、1億8114万7千円に、第2項営業外費用1万5千円追加し、577万3千円に、第4項特別損失29万2千円追加し、29万2千円に、下水道事業費用総額を61万1千円追加し、1億8731万2千円とするものです。第3条、収益的収入及び支出、予算第4条、本文かつこ書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4960万9千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額692万2千円、当年度損益勘定留保資金2913万7千円、繰越未処分利益剰余金70万1千円及び当年度未処分利益剰余金1284万9千円で補填する、に改めるものです。第4条、議会の議決を得なければ流用することが出来ない経費、予算第8条に定めた議会の議決になければ流用することができない経費を次のとおり補正するものです。職員給与費を25万9千円追加し1034万円とするものです。2ページへ移ります。第5条、他会計からの補助金、予算第9条に定めた一般会計からの補助を受ける金額を次のとおり補正するものです。他会計補助金31万9千円を追加し、総額1億1505万8千円とするものです。第6条、利益剰余金の処分、予算第10条に定めた繰越未処分利益剰余金の処分額を次のとおり補正する。(1) 第4条、資本的収入額が基本的主支出額に対して不足する額の補填として29万2千円を減額し、1355万円とするものです。次に、補正予算明細書で説明いたしますので、15ページをお開きください。第3条の収益的支出、第1款下水道事業費用61万1千円の追加。第1項営業費用、2目ポンプ場費、12節通信運搬費4万5千円の追加。施設管理用NTT専用回線料金改定に伴うものです。4目総係費、1節から5節給料ほか25万9千円の追加。人事院勧告に基づく給与改定等に伴うものです。2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費、1節企業債利息1万5千円の追加は、起債利息の確定によるものです。4項特別損失、3目1節ともに過年度損益修正損29万2千円の追加。14ページに移ります。第3条の収益的収入、第1款下水道事業収益、2項営業外収益、1目1節とともに他会計補助金31万9千円の追加は、収益に係る総資金不足分を計上しております。

以上、議案第74号、令和7年度新冠町下水道事業会計補正予算について提案理由を申し上げました。御審議を賜り、提案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。
○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

◎閉議宣言

○議長（氏家良美君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

(午後2時15分 閉議)